

令和3年4月1日から
児童通所支援サービスに
個別サポート加算（Ⅰ）が創設されます

令和3年度の国の報酬改定により、より手厚い支援を必要とする子どもへのきめ細かい支援を評価するために、個別サポート加算（Ⅰ）が創設されました。

〈 加算の対象となるサービス 〉

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

〈 加算の対象となる児童の要件 〉

放課後等デイサービスご利用の方については、これまで受給者証を発行する際の調査票をもとに、「指標該当有」「指標該当無」を決定しておりましたが、今回の報酬改定では「指標該当有」の児童について、「指標該当有」から「個別サポート加算（Ⅰ）」に変更されます。

すでに受給者証をお持ちの児童については、受給者証の再発行を行いませんので、「指標該当有」の記載がある場合は、「個別サポート加算（Ⅰ）」（放課後等デイサービス加算サポートⅠ）として取り扱います。

次回更新より調査にて対象となる方については、受給者証に記載がされます。本加算については、現在行われている支援に対し、新たに事業所への評価を行うもので、今後の支援内容が変更となるものではありません。

〈 個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱い 〉

これまでの基本報酬にあわせて、「個別サポート加算（Ⅰ）」として100単位/日が算定されます。

※加算算定後も、受給者証に記載されている利用者負担上限月額を超えて負担額が発生することはありません。



問い合わせ先

四日市市 ことども発達支援課
四日市市総合会館5階（四日市市役所西隣）
電話 059-354-8064